

会 員 各 位

一般社団法人日本解剖学会
理 事 長 仲 嶋 一 範

2030（令和12）年度 日本解剖学会 総会・全国学術集会開催希望募集について

2030（令和12）年度日本解剖学会 総会・全国学術集会開催のご希望がありましたら、9月末日までに学会事務局まで書面（学会ホームページ「お知らせ」に掲載）にてお寄せ下さい。ご希望を参考に、地域性や過去の開催歴なども考慮の上、理事会の議を経て、2027（令和9）年度定時社員総会に諮り、開催校を決定させていただきます。

連絡先：〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル
一般財団法人 口腔保健協会内
一般社団法人 日本解剖学会 事務局
TEL 03-3947-8891, FAX 03-3947-8341, e-mail anatomy@kokuhoken.or.jp

【前後3年間の開催校の実績及び予定】

2023（令和5）年	第128回	東北大学
2024（令和6）年	第129回	琉球大学
2025（令和7）年	第130回	北海道大学（日本生理学会、日本薬理学会と合同開催）
2026（令和8）年	第131回	東京慈恵会医科大学
2027（令和9）年	第132回	岡山大学
2028（令和10）年	第133回	京都府立医科大学
2029（令和11）年	第134回	名古屋市立大学

一般社団法人日本解剖学会学術集会運営規約

（全国学術集会）

第2条 全国学術集会には、原則として会頭1名、副会頭若干名をおく。副会頭は会頭が委嘱する。各々の任期は社員総会にて当該全国学術集会の会頭が決定した日から、当該全国学術集会の実施の年度末までとする。

- 2 会頭は全国学術集会の企画、立案ならびに執行に伴う会務を総理する。
- 3 副会頭は会頭を補佐し、必要あるときは会頭の代理となることができる。
- 4 会頭及び副会頭は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。

第3条 全国学術集会開催校は3年先まで社員総会において決定する。

- 2 開催校は公募締切日までに学会事務局へ文書で開催希望のあることを申し出る。
- 3 理事会は全国学術集会開催校を社員総会に推薦する。

第4条 全国学術集会に要する経費は、本会からの費用、出席会員から徴収する集会費及び寄付金をもってこれに充てる。

- 2 集会費等の金額ならびに徴収方法は、会頭がこれを決める。